



令和 2 年 7 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

久しぶりに交際費の話

過去も現在も顧問先から質問される一番大きいテーマは「交際費」ではないでしょうか。

今回は、国税庁の平成 30 年度分（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに終了した事業年度）の「会社標本調査」から交際費の話を書いていきます。（数年位前に同じテーマで書いたのですが）

と、その前に。全体の大きな流れとしては、赤字法人の割合が小さくなり、所得金額は過去最大、交際費も 7 年連続の増加と、現在のコロナの影響を受ける前の段階では、非常に好調さが伺えます（表 1）。

【表 1 利益計上法人数と欠損法人数の推移】

区 分	法 人 数			欠損法人割合 (A)/(B)
	利益計上法人	欠損法人(A)	合 計 (B)	
	社	社	社	%
平成28年度分	970,698	1,689,427	2,660,125	63.5
29	1,006,857	1,687,099	2,693,956	62.6
30	1,032,670	1,692,623	2,725,293	62.1
内 連結法人				
平成28年度分	1,042	603	1,645	36.7
29	1,150	576	1,726	33.4
30	1,144	607	1,751	34.7

で、本題の交際費です。業種別の支出額の一覧です（表 3）。

【表 3 業種別の交際費等支出額、寄附金支出額】

区 分	営業収入 金額	交際費等 支出額 (A)	1社当たり (A) (全法人)		寄附金 支出額 (B)	1社当たり (B) (全法人)	
			営業収入 10万円 当たり	円		営業収入 10万円 当たり	円
(業 種 別)	億円	億円	千円	円	億円	千円	円
農 林 水 産 業	74.443	200	615	268	46	142	62
鉱 業	40.889	63	1,855	154	18	519	43
建 設 業	1,153.986	7,802	1,774	676	383	87	33
織 維 工 業	34.979	98	972	280	13	133	38
化 学 工 業	551.702	988	3,076	179	418	1,302	76
鉄 鋼 金 属 工 業	349.047	851	1,746	244	129	265	37
機 械 工 業	755.604	1,380	1,807	183	277	363	37
食 料 品 製 造 業	370.918	623	1,465	168	137	322	37
出 版 印 刷 業	154.465	498	1,630	322	101	330	65
その他の製造業	369.193	1,010	1,205	274	188	224	51
卸 売 業	2,403.792	4,232	1,797	176	453	192	19
小 売 業	1,453.939	2,659	831	183	301	94	21
料理飲食旅館業	260.148	1,111	872	427	116	91	45
金 融 保 険 業	728.558	1,236	2,618	170	675	1,429	93
不 動 産 業	541.927	2,683	822	495	402	123	74
運輸通信公益事業	882.592	1,848	2,024	209	334	366	38
サ ー ビ ス 業	1,958.245	9,329	1,202	476	1,159	149	59
小 計	12,084.426	36,611	1,344	303	5,152	189	43
連 結 法 人	3,393.428	3,008	171,799	89	2,789	159,262	80
合 計	15,477.854	39,619	1,454	256	7,941	290	50

一番注目して頂きたいのは、営業収入 10 万円当たりの交際費の額でしょうか。例えば、弊社の売上が 1 億円だったとして、サービス業の区分でいくと、売上 10 万円あたり 476 円の交際費。1 億円は、10 万円の 1000 倍なので、476×1000 倍で 476,000 円となります。

交際費が平均より高いと、勿論、税務調査になる確率が高くなります。1 つの支払い毎に、「これは家族と行ったのではないですか？」といった質問が来るのは、「税務調査先の選定で同業他社よりも交際費の割合が高い。ゆえに、業務に関係のない費用がかなり含まれているのではないか。」という推測によるものです。

従いまして、大きな枠として交際費を使いすぎていないかを見ていくと、税務調査でも問題になりにくく、更に会社も健全になりますよ！ 参考まで…。

（データは、週刊「税務通信」3607 号より抜粋しています）

本店
便り

家賃支援給付金の概要/持続化給付金サポート会場

文責：亀田

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給することが検討されています。



※6/9 現在、第2次補正予算案のため、決定ではありませんのでご注意ください。

<給付対象者>

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、

5月～12月において以下のいずれかに該当する者

- ①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少

<給付額・給付率>

- ①給付額は、申請時の直近の月額支払家賃に基づき算出される月額給付額の6か月分
- ②給付率は2/3、給付上限額は法人50万円/月、個人事業者25万円/月として、6か月分を給付する。
- ③複数店舗を展開する場合の例外措置として、月額支払家賃のうち給付上限超過額の1/3を給付することとし、給付上限額を法人100万円/月、個人事業者50万円/月に引き上げる。

(注意) 令和2年度第2次補正予算の成立を前提としているため、今後国会での審議により内容が変更等されることがあります。

また、持続化給付金について電子申請が行うことが困難な方のために、各市町村に申請サポート会場が設置されました。お近くの会場としては春日井商工会議所、小牧商工会議所等に設置されており、完全予約制のもと申請のサポートを無料でしてくれます。

詳しくは、「持続化給付金サポート会場」で検索をお願いいたします。

【参考】「持続化給付金」の事務局ホームページ（サポート会場とは）

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/support/>

インター
店
便り

三上工務店開店

文責：大脇

こんにちは。

そろそろ梅雨も明け、本格的な夏が訪れる頃です。大好きなアイスが手放せない季節になってきました。事務所の冷凍庫には常備必須です(´・ω・´)♪



緊急事態宣言が解除されたとはいえ、新型コロナウイルス感染症拡大予防はまだまだ手を抜けません。熱中症対策に欠かせないのがクーラー（←昭和な表現（笑））ですね。感染リスクを下げるため、こまめな換気が推奨されているということですが、クーラーを使いながら効率よく換気するにはどうすればいいのかを検索したところ、「窓を開けるときも運転したまま、設定温度をやや上げて換気する」らしいです。

ということで代表に網戸を要望したところ、来ていただいた業者は…？

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>



…業者？ん？代表じゃないですか（笑）

自他ともに認める器用な代表自ら入り口に網戸を張りました。インター店は他にも代表のDIYがあちらこちらにあります。ご来店の際よろしければご案内させていただきますよ（笑）

さて、5月より始まりました持続化給付金。申請していただいているお客様もいらっしゃると思いますが、この給付金については、法人は雑収入などで計上して法人税等の対象となり、個人事業者も事業所得として雑収入で計上して所得税の対象となります。消費税に関しては、持続化給付金を含む給付金・助成金は不課税になります。しかし、各個人に10万円支給される特別定額給付金は、所得税は非課税となります。

余談ですが、この特別定額給付金申請書に添付する身分証明書（運転免許所等）と通帳の口座番号の分かる面をコンビニでコピーを取った後、原本をコピー機に忘れる方が多いとか。皆様もご注意ください。

経営情報

企業版ふるさと納税～令和2年度税制改正～

文責：春田

国が認定した地方公共団体に企業が寄附を行った場合に法人税等から税額控除する仕組み「企業版ふるさと納税」の大幅な見直しがされました。



- ・ **適用期限の延長** 税額控除の特例措置の期限が5年間延長され、継続的に寄附しやすくなります。
- ・ **税額控除割合の引上げ** 税額控除割合が現行の3割から6割に引き上げられ、損金算入による軽減効果（約3割）と合わせた**税の軽減効果が寄附額の最大約9割**となります。今までは最大約6割でしたが、企業負担がさらに軽減されます。
※令和2年4月1日以後に開始する法人（寄附企業）の事業年度から適用。

税目ごとの特例措置をみていくと、改正前は、

法人住民税：寄附額の2割

法人税：法人住民税で2割に達しない場合は残額。寄附額の1割が限度。

法人事業税：寄附額の1割



改正後は、

法人住民税：寄附額の4割

法人税：法人住民税で4割に達しない場合は残額。寄附額の1割が限度。

法人事業税：寄附額の2割

となります。

また、併用可能な国の補助金や交付金の範囲が拡大され、認定手続きも簡素化されました。寄附時期の制限も緩和され、寄附したいタイミングでの寄附が可能になりました。

詳しくは、内閣府地方創生推進事務局の「企業版ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

行楽
日記

おうちキャンプ

文責：加藤（理）

この記事を書いている6月初旬、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言は解除され、完全ではありませんが日常が戻ってきました。長い外出自粛期間は緩和されたものの、春の気候の良い季節に、出かけたかった気持ちを抑えて自宅で過ごした日々は、きっと皆さんも同じですよね…。

現在はまだ行楽はお預け状態の我が家ですが、自粛期間中のGWに「おうちキャンプ」を決行しました。

決して広くないバルコニーに、ソロキャンプ用の小さなテント、ワンタッチタープ、テーブルやイスを設置し、カセットコンロを使用して野菜などを調理。にほいの気になりそうなものは自宅キッチンにて調理し、手ごろなBBQメニューを並べてさぁ乾杯！

食後は、子どもたちはテントの中にてタブレットで静かに動画を楽しみ、主人と私はコーヒータイム。思うような生活ができなかった日々の中で、夕方の短い時間でしたが憂鬱な気分から脱出できたひとときでした。

翌朝、大雨の音で目が覚めました…。テントやタープは天気が回復して乾くまで外に出しっぱなしになりました（涙）。



【↑ 昨年の木曽駒高原】

近年のキャンプブームに乗っかり、春から秋にかけて、家族や友人たちと楽しんでいます。昨年は三重県の青川峡、岐阜県の付知峡、長野県の本巣駒高原などに行きましたが、今シーズンはまだ計画できずにおります。

普通に外出や旅行が楽しめるようになるまでにはまだまだ時間がかかりそうですが、脳内でキャンプや旅行を楽しみながら、その日を待とうと思います。

7月の税務

- ・ 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付 納付期限…7月中において各自治体の条例で定める日
- ・ 源泉所得税納期の特例分(1月～6月分)の納付 納付期限…7月10日(金)
- ・ 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納付期限…7月10日(金)
- ・ 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…7月15日(水)
- ・ 所得税の予定納税額の納付(第1期分) 納付期限…7月31日(金)
- ・ 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)、
11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) 申告期限…7月31日(金)

※上記は6/10現在の情報です。今後、変更の可能性がありますことをご了承ください。

無料経営相談実施中!!!

代表 三上による経営相談をご活用ください!

7月開催スケジュール(要予約)

- 7月6日(月) 午前10時より12時まで
- 7月8日(水) 午後1時より5時まで
- 7月9日(木) 午後6時より8時まで

ご予約電話番号 **0120-974-830**

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町108番地9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info

